

倉敷市琴浦公民館建替事業実施方針に対する質問への回答

NO.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	実施方針	1	第1	1	(6)	事業者への支払い	<p>実施方針には、事業者への支払について「市は、解体、設計、建設工事・工事監理の各事業費について、各事業の完了後に支払う。」と記載されていますが、通常の倉敷市発注工事と同様に、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう）の保証を条件として、工事代金の一部を前払金として支出する旨のご検討をいただけないでしょうか。</p> <p>前払金を支出することによって、本事業の適正な施工や運営の確保、費用の縮減を期待できることに加え、応募者の増加により競争入札の効果から応札額の低下を図ることができ、事業のVFMの向上に繋がるものと思われまます。</p> <p>また、御市におかれましては、平成21年12月より通常の前払金4割に加え、2割の前払金が支出できる中間前払制度も採用されておりますので、あわせて中間前払金の支出もご検討いただきますようお願いいたします。</p>	<p>前払金については、解体、設計、建設工事の各事業費ごとに、倉敷市が発注する工事請負及びコンサルタント業務委託の例に準じ、前金払いをすることが可能です。</p> <p>また、中間前金払いは行いません。</p> <p>工事監理については、前金払いの制度がないため、工事監理部門の前払金はありませんが、履行期間中1回の部分払いを検討いたします。</p>

2	実施方針	9	第3	3	事業者の責任の履行に関する事項	<p>実施方針には、事業者の責任に関する事項について「事業者は、事業契約書に従い、・・・なお、事業契約締結に当たっては、契約の履行を確保するために、契約保証金を納付するものとする。」と記載され、また、要求水準書（案）「12頁、大項目第2、中項目7、小項目（6）、ア履行保証保険等」には、「契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証又は、契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険とすること。」と記載されていますが、通常の倉敷市発注工事と同様に保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の契約保証も認められるとの解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>契約保証金の納付手段としては、より多くの選択肢を設けるため倉敷市ほか県下の多くの企業が利用する契約保証を履行保証手段の一つとして認めていただきますようお願いいたします。</p>	お見込みのとおり。
3	実施方針	1	1	6	事業者への支払い	融資を受けたいので債権譲渡は認められますか	債権譲渡は認めません。
4	実施方針	6	第2	3	(3) 施設の工事監理業務を行う者	工事監理業務を行う者は、配置予定技術者の要件は必要ないのでしょうか。	工事監理業務を行う配置予定技術者についての資格要件はありません。
5	実施方針	6	第2	3	(3) 施設の建設業務を行う者	配置予定技術者について、要件が必要な時期は平成31年5月の参加表明時期か同年7月の入札書提出時期、同年9月以降の建設着手時期のいずれかでしょうか。	解体工事、建設工事のそれぞれの着手日とします。
6	要求水準書（案）	8	第2	6	(1) 業務の対象	本敷地整備に係る測量・ボーリング調査時期は事業契約後直ちに行えますか。	業務に支障のない範囲での調査業務は可とします。
7	要求水準書（案）	10	第2	7	(3) 近隣調査及び準備調査等	発注者として近隣の方々へ事業説明を実施されていますか。	本年3月に実施予定です。

8	要求水準書(案)	13	第2	8		既存公民館の解体に関する要求水準	既存の杭について、新公民館の支障とならない杭は残置してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
9	要求水準書(案)	18				⑤駐車場	常時約40台程度の駐車ますの下限は何台でしょうか。	40台とします。
10	要求水準書(案)	1	第1	3		本事業の概要	「市民への説明業務等を行うこと」とありますが、どの程度の説明を行うのでしょうか？ (例えば、「建て替え事業そのものについて」、あるいは「事業の進捗状況について」など。)	施設整備の状況で、詳細は事業者からの提案とすることとしています。
11	要求水準書(案)	12	第2	7	(4)	建設期間中の業務	「工事を実施するに当たり、工事監理者をおくこと。」とありますが、工事監理者は、専任ですが、常駐監理でないと考えてよろしいですか？	工事監理者を置くことを義務付けておりますが、専任でなければならないという条件はありません。また、常駐の必要もありません。
12	要求水準書(案)	13	第2	8		既存公民館の解体に関する要求水準	“既存公民館の解体は、施工計画書を作成し、”とありますが、解体設計図や内訳明細書は不要と考えてよろしいですか？	お見込みのとおり。
13	要求水準書(案)	13	第2	8		既存公民館の解体に関する要求水準	“既存の杭の再利用の検討”の記載がありますが、既存の杭の詳細な資料はあるのでしょうか？	ありません。